

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例のあらまし

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業について、特に必要と認められる場合には子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるとされたことから、同法の規定に基づき条例にその要件として、非常勤職員又はその配偶者が子の1歳6か月到達日に育児休業をしている場合で、到達日後の期間について引き続き育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が別に定める場合に該当する場合を規定します。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。